

保険

後期高齢者医療制度にご加入の方へ  
子ども・子育て支援金制度開始

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さまから支援金を賜り、それによる子育て世帯に対する支援の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は次の6つの事業に充てられます。

- ① 児童手当の拡充
- ② 妊婦のための支援給付
- ③ 育児時短就業給付
- ④ 出生後休業支援給付
- ⑤ 育児期間中の国民年金保険料免除
- ⑥ こども誰でも通園制度

●なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

子育て支援は、子どもたちが健康に成長していくためのものです。その子どもたちは将来大人として、この社会を支える担い手となることから、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆さまから支援していただきます。

●支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は所得に応じて異なりますが、和歌山県後期高齢者医療保険の被保険者の平均額は、令和8年度（2026年度）は年額で1913

円と試算しています。

●いつから始まるの？

支援金は、後期高齢者医療保険では令和8年度（2026年度）分から保険料と併せて納付していただきます。保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

問 住民課（吉備庁舎）・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073・428・6688

後期高齢者医療制度にご加入の方へ  
保険料率など改定

和歌山県後期高齢者医療制度の令和8・9年度（2026・2027年度）の保険料率（表1）などが決定しました。保険料は、等しく負担していた「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。

今回から子ども・子育て支援金制度によるご負担（子ども分）をお願いします。この制度は社会保障全般の将来像も踏まえ、全世代で支え合う仕組みとして創設されたもので、国の「子ども未来戦略」に基づく少子化対策（児童手当の拡充など）に充てられます。

所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて、7割、5割、2割の均等割額軽減制度があり、令和8年

度（2026年度）は、軽減割合の引き上げ（7割軽減）と対象範囲の拡大（5割、2割軽減）を行います。（表2）

また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が85万円に変更されます。

令和8年度（2026年度）保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

問 住民課（吉備庁舎）・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073・428・6688

※子ども・子育て支援金制度の詳細については、同ページ「子ども・子育て支援金制度開始」をご覧ください。

（表1）

年度		均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8・9年度（2026・2027年度）（年間）	医療分	5万8,748円	10.36%	85万円
	子ども分	1,385円	0.25%	2万1,000円
令和7年度（2025年度）（年間）		5万4,428円	11.04%	80万円

※子ども分の保険料率は令和8年度（2026年度）の料率で、令和9年度（2027年度）の保険料率は令和8年度（2026年度）に算定します。

（表2）

軽減割合	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
7割軽減 ※	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 30.5万円 × (被保険者数) 以下	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 31万円 × (被保険者数) 以下
2割軽減	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 56万円 × (被保険者数) 以下	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 57万円 × (被保険者数) 以下

※令和8・9年度（2026・2027年度）の医療分に限り、7.2割軽減となります。